

議案第 5 4 号

和解について

和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 件 名 石川町及び青葉町地内で発生した街路灯損壊事件に係る和解について

2 相 手 方

（加害者 A の保護者）

（加害者 B の保護者）

（加害者 C の保護者）

3 概 要

令和 3 年 1 2 月 2 0 日から令和 4 年 1 月 3 1 日までの間に、石川町及び青葉町地内の市道中央地区 2 8 1 号線、3 4 9 号線及び 3 5 2 号線の歩道に設置していた街路灯（足元灯及び埋込式照明柱）計 7 0 基を、3 名の加害者が蹴るなどして損壊した。

4 過 失 割 合 ひとちなか市 0 % 相手方 1 0 0 %

5 和 解 内 容

ひとちなか市は、3 名の保護者に対し、本事件に係る損害賠償金として 4, 2 4 7, 4 3 0 円を請求し、3 名の保護者は当該損害賠償金の支払義務があることを認め、連帯してこれを支払う。

その余の請求権は放棄するものとする。

（※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。）

令和5年 3月 1日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決